鳥取市指定ごみ袋取扱店に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成５年鳥取市条例第２号。以下「条例」という。）第２２条第２項に規定する指定袋（以下「指定ごみ袋」という。）を取り扱う店舗（以下「取扱店」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（取扱店の業務）

第２条　取扱店の業務は、指定ごみ袋の交付並びに条例第２９条に規定する一般廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）の徴収及び納付とする。

（取扱店の申請）

第３条　取扱店の指定を受けようとする者は、鳥取市指定ごみ袋取扱店申請書（様式第１号）に、次に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

⑴　市税等納付状況確認同意書（様式第１号の２）

⑵　指定公金事務取扱者指定申出書（様式第１号の３）

⑶　店舗所在地の地図（地域団体等の場合は、指定袋保管場所の地図）

⑷　店舗概観写真

⑸　支店の所在地、連絡先等一覧表（チェーン店として申込をされる場合）

⑹　その他市長が必要と認める書類

（取扱店の条件）

第４条　取扱店の条件は、次のとおりとする。

⑴　市内に直接物品を販売する店舗を有すること（地域団体等の場合は、必ずしも店舗形態を要しない）。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

⑵　７種類すべての指定ごみ袋を取り扱うこと。

⑶　公金及び指定ごみ袋の適正な管理をすることができること。

⑷　市税、下水道使用料及び下水道受益者負担金の滞納がないこと。

⑸　その他事務等の取扱いに支障をきたすおそれがないこと。

（決定通知等）

第５条　市長は、第３条の規定による申請を適当と認め、取扱店の指定を決定したときは、鳥取市指定ごみ袋取扱店決定通知書（様式第２号）及び指定公金事務取扱者指定通知（様式第２号の２）により申請者に通知するとともに、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第２項に基づき、その旨を告示しなければならない。

（指定ごみ袋の取扱い）

第６条　取扱店は、市民の需要を満たすのに足りる数量の指定ごみ袋を常備し、適正に在庫を管理するものとする。

２　取扱店は、指定ごみ袋の交付を受けようとする者から手数料を徴収し、指定ごみ袋を交付するものとする。

３　取扱店は、市から指定ごみ袋の引渡しを受けようとするときは、鳥取市指定袋発注書（様式第３号）をもって市に必要枚数を発注し、市は、当該発注に基づき配送の手配をするものとする。この場合において、発注は１箱（５０セット入り）単位で行うこととする。

４　取扱店は、市民に対して指定ごみ袋の種類ごとに１セット（１０枚入り）単位で交付しなければならない。

５　取扱店は、市から配送された指定ごみ袋の受領時に、納品書（様式第４号）を受け取り、納品書（控）及び受領書を配送業者に提出するものとする。

６　取扱店は、市が交付する指定ごみ袋取扱店の証票を、店舗の見やすい場所に掲示しなければならない。

（請求）

第７条　市長は、前条第３項の規定による発注に基づき、取扱店に対して、納入通知書により、当該発注に係る指定ごみ袋の手数料の納入を請求するものとする。

（手数料納入）

第８条　取扱店は、市から前条による請求があったときは、納入通知書に記載された期日までに手数料を納入しなければならない。

（取扱委託料）

第９条　市長は、納入された手数料の１０．５％に相当する額を、取扱委託料として取扱店に支払うものとする。

（繰替払）

第１０条　手数料の納入と取扱委託料の支払いは差引きしたうえで清算するものとし、取扱委託料は繰替払を行うものとする。

（指示等）

第１１条　市長は、必要があると認めたときは、取扱店に対して、指定ごみ袋の取扱方法その他に関して指示し、又は報告を求めることができる。

（配送の停止）

第１２条　取扱店は、手数料を指定期日までに納付しない場合、又は前条の規定により提出方法を求められた報告書を提出しない場合は、次回以降、指定ごみ袋の発注ができないものとする。

（取扱の変更・廃止）

第１３条　取扱店は、その所在地、名称及び代表者の変更並びに指定の廃止をしようとするときは、特別な事情がある場合を除き、３０日前までに鳥取市指定ごみ袋取扱店変更・廃止届（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（指定の解除）

第１４条　市長は、取扱店が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、取扱店の指定を解除することができる。

⑴　指定ごみ袋の取扱いに必要な資金又は信用を失ったとき。

⑵　第１１条の規定による指示に従わなかったとき。

⑶　この要綱の規定に違反したとき。

⑷　その他、取扱店として市長が不適当と認めたとき。

（引渡し等）

第１５条　取扱店は、前２条に該当するとき（取扱店の指定内容の変更を除く。）は、その保有する指定ごみ袋を市に引渡し、家庭系ごみ処理手数料還付請求書（様式第６号）により、既納入の手数料のうち引渡しにかかる手数料の還付を請求することができる。この場合、市は引き渡された指定ごみ袋に相当する既納入の手数料から相当分の取扱委託料を差し引いた上で、取扱店に還付するものとする。

（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

令和元年１０月１５日から施行し、令和元年１０月１日以降の鳥取市指定ごみ袋取扱店に関する業務について適用する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

鳥取市長　様

申請者　住　　所
氏　　名
電話番号

鳥取市指定ごみ袋取扱店申請書

鳥取市指定ごみ袋取扱店の指定を受けたいので、鳥取市指定ごみ袋取扱要綱第３条の規定により、申請します。

店舗又は事務所名	
店 舗 の 所 在 地	
業　務　内　容	
取　扱　日　時 （営業日、営業時間など）	
代　表　者　名	
担 当 責 任 者	
電話番号及びＦＡＸ番号	電　話 ＦＡＸ

※添付書類：市税等納付状況確認同意書、指定公金事務取扱者指定申出書、店舗所在地の地図、店舗概観写真、支店の所在地・連絡先等一覧表（チェーン店としての申込される場合）

※自治会等の地域団体等が申込をされる場合は、「店舗又は事務所名」欄に団体名、「店舗の所在地」欄に指定袋取扱場所をご記入ください。

様式第１号の２（第３条関係）

年　　月　　日

鳥取市長　様

申請者　住　　所
氏　　名　　　　　　　　　　　　㊞
（自署の場合は押印不要）
生年月日　　　　　　年　　月　　日生

市税等納付状況確認同意書

　私は、鳥取市指定ごみ袋取扱店申請に伴い、私の市税等（市税・下水道使用料・下水道受益者負担金）の納付状況について、鳥取市が確認することに同意します。

様式第１号の３（第３条関係）

年　　月　　日

鳥取市長　様

住所（主たる事務所の所在地）
団体（名称、代表者の役職名及び氏名）

指定公金事務取扱者指定申出書

地方自治法第２４３条の２第１項の規定による指定を受けたいので、地方自治法施行規則第１２条の２の１２第３項において準用する同条第１項の規定に基づき申出書を提出します。

記

１　氏名又は名称

２　住所又は主たる事務所の所在地

３　公金事務を行おうとする公金の種類
　一般廃棄物処理手数料　家庭系ごみ処理手数料

４　財産に関する報告

５　納付事務を担当する体制
（公金事務委託の実績、公金事務に関する電磁記録の管理・提供体制など）

６　担当部署・担当者・連絡先

様式第２号（第５条関係）

第　　　　号
年　　月　　日

様

鳥取市長　　　　　　　　印

鳥取市指定ごみ袋取扱店決定通知書

下記のとおり、鳥取市指定ごみ袋の取扱店の指定を決定したので、通知します。

記

鳥取市指定ごみ袋取扱店申請店舗等の表示

店舗又は事務所名	
店 舗 の 所 在 地	
代　表　者　名	

様式第２号の２（第５条関係）

受　　　　　号
年　　月　　日

様

鳥取市長　　　　　　　　印

指定公金事務取扱者の指定について（通知）

地方自治法第２４３条の２第 1 項に基づき、貴社を指定公金事務取扱者として指定したので、地方自治法施行規則第１２条の２の１２第３項において準用する同条第２項の規定により通知します。委託する事務の内容は下記のとおりです。

記

１　指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
　　主たる事務所の所在地
　　名称
　　代表者名

２　指定公金事務取扱者の指定をした日
　　　　　年　　月　　日

３　指定公金事務取扱者が公金事務を行う公金の種類
　　一般廃棄物処理手数料　家庭系ごみ処理手数料

４　指定公金事務取扱者に委託する期間
　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

様式第３号（第６条関係）

鳥取市指定袋発注書

（発注日）　　　年　　月　　日

鳥取市長　様

下記のとおり、鳥取市指定袋を発注します。

取扱店（配送先）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者（送信者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿℡＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

品　　名		発注数量（箱）	備　　考
可燃ごみ指定袋	大		
	中		
	小		
	極小		
プラスチックごみ指定袋	大		
	中		
	小		
連絡事項			

※１　生活環境課までＦＡＸ、メール又は持参してください。

※２　発注日を除く３日以内（配送の休日は除く）の配送となります。

※３　郵送の場合は、生活環境課に届いた日が「発注日」となります。

様式第４号（第６条関係）

納　品　書

No.＿＿

年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿御中

下記のとおり、鳥取市指定ごみ袋を納品しました。

可燃ごみ指定袋（箱）		プラスチックごみ指定袋（箱）	
大		大	
中		中	
小		小	
極小			

配送者

納　品　書（控）

No.＿＿

年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿御中

下記のとおり、鳥取市指定ごみ袋を納品しました。

可燃ごみ指定袋（箱）		プラスチックごみ指定袋（箱）	
大		大	
中		中	
小		小	
極小			

配送者

受　領　書

No.＿＿

年　　月　　日

取扱店＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記のとおり、鳥取市指定ごみ袋を受領しました。

可燃ごみ指定袋（箱）		プラスチックごみ指定袋（箱）	
大		大	
中		中	
小		小	
極小			

鳥取市長　様

受領印

様式第５号（第１３条関係）

年　　月　　日

鳥取市長　様

届出者　住　　所
氏　　名
電話番号

鳥取市指定ごみ袋取扱店変更・廃止届

鳥取市指定ごみ袋の取扱店の指定を受けておりますが、店舗の　変更・廃止　をしたいので、以下のとおり届け出ます。

店舗又は事務所名		
店舗の所在地	旧	
	新	
名　　称	旧	
	新	
代表者名	旧	
	新	
変更・廃止理由		
変更・廃止年月日	年　　月　　日	

様式第６号（第１５条関係）

年　　月　　日

鳥取市長　様

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　㊞

（自署の場合は押印不要）

電話番号

家庭系ごみ処理手数料還付請求書

鳥取市指定ごみ袋取扱店に関する要綱第１５条の規定により、家庭系ごみ収集処理手数料の還付を請求します。

１　請求代金　　　　　　　　　　円

２　内　　訳

	セット数	１セット請求金額（委託料額を除く）	家庭系ごみ処理手数料
可燃ごみ袋（大）		537 円	円
可燃ごみ袋（中）		358 円	円
可燃ごみ袋（小）		268 円	円
可燃ごみ袋（極小）		134 円	円
プラスチックごみ袋（大）		268 円	円
プラスチックごみ袋（中）		179 円	円
プラスチックごみ袋（小）		134 円	円
合計金額			円

３　振 込 先

金融機関名	銀行・信用組合 農協・信用金庫　　　　　　支店 郵便局
預金種別	
口座番号	
口座名義	（フリガナ）